



被保険者証の更新について

北海道医師国民健康保険組合では、令和5年9月に被保険者証の更新を行います。新しい被保険者証は、9月中にお手元に届くように簡易書留にて組合員宛に郵送いたします。

道医師国保組合のお知らせ

被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

次のような異動があったときは国民健康保険法および組規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。届け出が遅れますと保険料の調整（増減）および保険給付等に影響いたします。また、被保険者証の更新に影響がある場合もありますので、お早めに届け出をお願いいたします。

届出種類	対象者	届け出が必要なとき
資格喪失	組合員	<ul style="list-style-type: none"> ・他の医療保険に加入したとき ・北海道医師会を退会したとき ・道外に住所を変更したとき ・医療および福祉の事業又は業務に従事しなくなったとき ・死亡したとき 等
	家族	<ul style="list-style-type: none"> ・他の医療保険に加入したとき（就職等） ・組合員もしくは准組合員と別世帯になったとき（婚姻、転出、世帯分離等） ・死亡したとき 等
	准組合員	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員（医師）が組合員資格を喪失したとき ・組合員の開設又は管理する医療機関を退職したとき ・他の医療保険に加入したとき ・死亡したとき 等
資格取得	家族	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員もしくは准組合員と同一世帯になったとき（婚姻、転入、世帯合併等） ・他の医療保険の資格を喪失したとき（退職、任意継続期間満了等） ・子どもが生まれたとき 等
	准組合員	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員の開設又は管理する医療機関で75歳未満の従業員を採用したとき（健康保険適用事業所を除く） 等

※上記のほか、住所変更、氏名変更、遠隔地で修学する方がいる場合等、届け出が必要な場合があります。

※届け出先は各支部（所属の都市医師会および医育機関医師会事務局）となります。

※届出用紙は各支部に備え付けがあります。

または、組合ホームページ（<http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>）より印刷してご利用ください。

ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

北海道医師国民健康保険組合：業務係（資格担当）

TEL 011-271-7471